

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等の階層区分に関する認定基準

平成27年4月1日制定

平成29年3月16日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年郡山市規則第70号。以下「規則」という。）及び郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則（昭和41年郡山市規則第20号）に基づく階層区分の認定に際し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給認定保護者等 次のア及びイに掲げるものをいう。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による保育の措置に係る入所児童の保護者

(2) 支給認定子ども等 次のア及びイに掲げるものをいう。

ア 法第20条第4項に規定する支給認定子ども

イ 児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による保育の措置に係る児童

(3) 市町村民税課税額 規則第2条第9項に規定する市町村民税所得割額及び規則第4条第1項第2号から第5号までに掲げる市町村民税課税額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

(支給認定保護者等の市町村民税課税額)

第3条 支給認定保護者等の市町村民税課税額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより算定を行うものとする。

(1) 支給認定保護者等が支給認定子ども等の父母の場合であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）している場合においては、父及び母の両方の市町村民税課税額を用いるものとする。

(2) 前号にかかわらず、支給認定保護者等である支給認定子ども等の父母が現に婚姻している場合にあっても、次のアからウのいずれかに該当すると認めるときは、当該支給認定子どもを現に監護している父又は母のいずれか一方の市町村民税課税額を用いるものとする。

ア 支給認定子ども等の父母が離婚調停中又は離婚裁判中であって、次のア及びイのいずれも該当する場合

(ア) 現に監護していない父又は母と当該支給認定子ども等が居住実態を別に行っている場合

(イ) 現に監護している父又は母が当該支給認定子どもを健康保険で被扶養としている場合

イ 支給認定子ども等を現に監護している父又は母が、その配偶者からドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台

帳による支援措置を受けている場合

ウ 失踪等により、当該支給認定子ども等を現に監護していない父又は母の生死が明らかではない場合

(3) 支給認定子ども等の父母が死別又は離別している場合及び婚姻によらないで父又は母となった支給認定保護者等が現に婚姻をしていない場合は、親権を行う者の市町村民税課税額を用いる。ただし、離別の場合において、離別後も生計を一にしている場合又は事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は、父及び母の両方の市町村民税課税額を用いるものとする。

(4) 支給認定保護者等が、未成年後見人又はその他の者で支給認定子ども等を現に監護する者である場合は、当該支給認定保護者等の市町村民税課税額を用いるものとする。

(家計の主宰者)

第4条 規則第4条第1項第1号に定める家計の主宰者と認められる者とは、支給認定保護者の収入によって生計が成り立っていないと認められる次の各号のいずれも該当する世帯における扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち、父母以外の者をいう。以下同じ）をいう。

(1) 支給認定保護者等の市町村民税所得割額の合計が48,600円未満の場合

(2) 支給認定保護者等の収入の合計が郡山市の生活保護の一般生活費認定基準表から算出される額（以下「一般生活費認定基準額」という。）に満たない場合

2 前項に定める世帯において扶養義務者が複数いる場合は、扶養義務者のうち最も収入がある者を家計の主宰者と認めるものとする。

(一般生活費認定基準額)

第5条 前条第1項第2号の一般生活費認定基準額は、別表のとおりとする。

(課税状況が不明確な場合)

第6条 支給認定保護者等又は家計の主宰者が海外で勤務する場合等により、市町村民税の課税対象ではない場合は、当該支給認定保護者等又は家計の主宰者に収入状況を確認できる書類の提出を求め、市町村民税課税額を換算することにより階層区分の認定を行うものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以降の月分の階層区分の認定について適用し、同年3月までの階層区分の認定については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

一般生活費認定基準額表

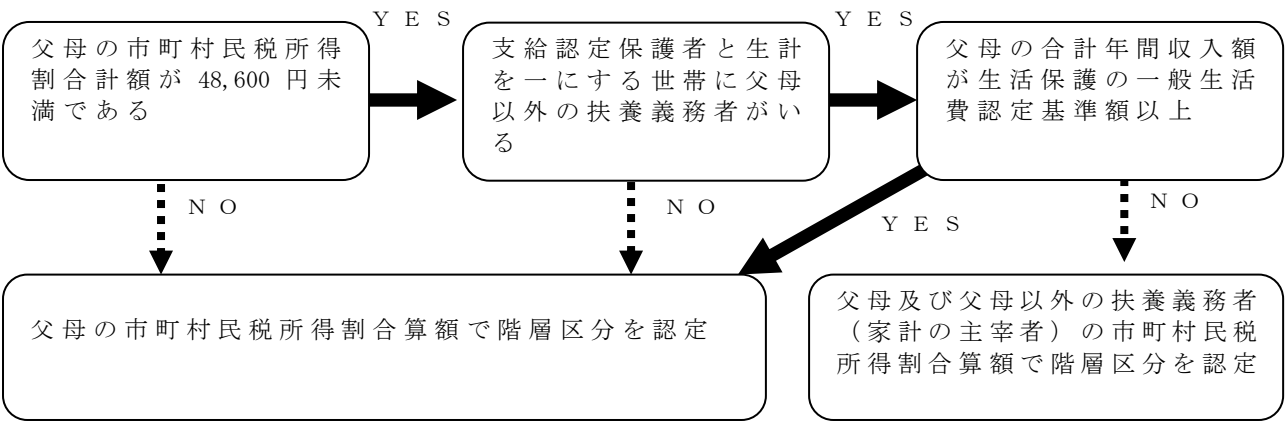
	標準世帯	ひとり親世帯
扶養児童が1人以下の場合	1,440,000円	1,080,000円
扶養児童が2人の場合	1,560,000円	1,320,000円
扶養児童が3人以上の場合	1,800,000円	1,440,000円

備考

- 1 この表において、「標準世帯」とは、支給認定子ども等の父及び母の両方の市町村民税課税額を用いて算定を行う世帯をいう。
- 2 この表において、「ひとり親世帯」とは、支給認定子ども等の父又は母の一方の市町村民税課税額を用いて算定を行う世帯及び支給認定保護者等1名の市町村民税課税額を用いて算定を行う世帯をいう。
- 3 この表において、「扶養児童」とは、市町村民税の基準日において支給認定保護者が養育する18歳未満の子をいう。

《参考》

1 フローチャート



2 扶養義務者の範囲

